

後期高齢者医療自己負担限度額

Table with 4 columns: 所得区分, 一部負担金の割合, 自己負担限度額 (外来+入院), 自己負担限度額 (外来(個人ごと)). Rows include 現役並みの所得がある方, 一般被保険者の方, 低所得の方 (区分II, 区分I).

◆判定基準額

- ①現役並みの所得がある方=被保険者の課税所得(注1)が145万円以上...
②一般被保険者の方=被保険者の課税所得が145万円以上で、被保険者が1人の場合は収入が383万円未満...

市民税・都民税 固定資産税・都市計画税、国民健康保険などの市税の納め忘れはありますか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

仕事などで、平日の日中に相談が困難なとき 夜間・休日納税相談窓口をご利用ください

- 夜間納税相談窓口 [日時] 7月18日(水)・19日(木)のいずれも午後8時～翌朝1時
休日納税相談窓口 [日時] 7月21日(土)・22日(日)のいずれも午前9時～午後4時

市税などの納付にご協力ください

7月31日(火)は、固定資産税・都市計画税第2期、国民健康保険税第1期、後期高齢者医療保険料第1期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。



国民年金の種別変更

国民年金は、国内に居住する20歳～60歳の全ての方に加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は次の3種類に分かれています。

- 1号被保険者(自営業や農業・漁業を営む方とその配属者)
2号被保険者(会社や公務員に勤務する方)
3号被保険者(1号・2号被保険者の扶養下にいる方)

偶者 20歳以上の学生、フリーターの方などが対象となり、加入や種別変更の手続きは市保険年金課窓口(市役所1階)で行います。

偶者 20歳以上の学生、フリーターの方などが対象となり、加入や種別変更の手続きは市保険年金課窓口(市役所1階)で行います。

偶者 20歳以上の学生、フリーターの方などが対象となり、加入や種別変更の手続きは市保険年金課窓口(市役所1階)で行います。

偶者 20歳以上の学生、フリーターの方などが対象となり、加入や種別変更の手続きは市保険年金課窓口(市役所1階)で行います。

偶者 20歳以上の学生、フリーターの方などが対象となり、加入や種別変更の手続きは市保険年金課窓口(市役所1階)で行います。

偶者 20歳以上の学生、フリーターの方などが対象となり、加入や種別変更の手続きは市保険年金課窓口(市役所1階)で行います。

国民年金の種別変更の手続きは、市役所1階の国民年金課窓口で行います。詳しくは市役所1階の国民年金課窓口(電話470-7732)へお問い合わせください。

国民年金の種別変更の手続きは、市役所1階の国民年金課窓口で行います。詳しくは市役所1階の国民年金課窓口(電話470-7732)へお問い合わせください。

国民年金の種別変更の手続きは、市役所1階の国民年金課窓口で行います。詳しくは市役所1階の国民年金課窓口(電話470-7732)へお問い合わせください。

国民年金の種別変更の手続きは、市役所1階の国民年金課窓口で行います。詳しくは市役所1階の国民年金課窓口(電話470-7732)へお問い合わせください。

国民年金の種別変更の手続きは、市役所1階の国民年金課窓口で行います。詳しくは市役所1階の国民年金課窓口(電話470-7732)へお問い合わせください。

国民年金の種別変更の手続きは、市役所1階の国民年金課窓口で行います。詳しくは市役所1階の国民年金課窓口(電話470-7732)へお問い合わせください。

後期高齢者医療制度

入院時の食事代などが軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

減額認定証を既にお持ちで、8月1日から引き続き交付対象となる方には、7月末日までに新しい減額認定証を郵送します。

長期入院該当について

左表の区分IIに該当し、減額認定証の長期入院該当欄が空白の方が過去12カ月(※)に90日を超える入院をした場合は、さらに減額される場合があります。

国民健康保険

高額療養費など、国民健康保険から給付される医療費

医療費が高額になったときは1カ月に保険医療機関などでかかった医療費が算定基準額を超えたときは、その超過額が高額療養費として支給されます。

急な病気で病院にかかったときは、出先で急に具合が悪くなるなど、やむを得ない事情がある場合に、国民健康保険から高額療養費が給付されます。

国民健康保険の高額療養費の計算方法は、下記の表1・表2を参照してください。

表1 国民健康保険の高額療養費計算方法 (A、B、Cの額は表2参照)

1カ月に医療機関へ支払った自己負担額が基準額を超過したときは、その超過額が高額療養費として返還されます。計算方法は以下の通りです。

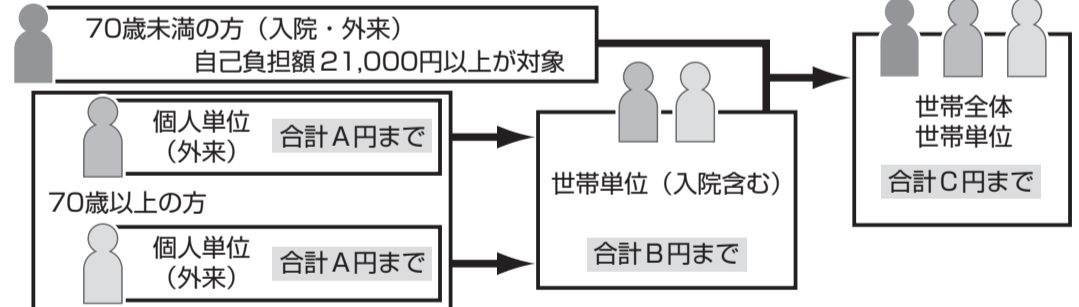


表2 国民健康保険における高額療養費の自己負担限度額(月額)

Table with 5 columns: 70歳以上の方(後期高齢者医療制度の対象者を除く), A 個人単位(外来), B 世帯単位(入院含む), C 国保世帯全体 (3回目まで), 注6 4回目以降. Rows include 現役並み所得者, 一般, 住民税非課税世帯(II), 住民税非課税世帯(I).

※月の途中で75歳を迎えた方と被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険に加入する被保険者保険および国民健康保険組合の被扶養者の方は、当該月の自己負担限度額を表2の金額のそれぞれ半額で計算します。